

不服申立書

代理人

横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田雄輝

2008年9月24日付で懲戒申立が却下された下記審判について、全部不服であることから、不服申立をします。

2008年10月6日

日本聖公会管区審判廷御中

申立人 横浜教区 沼津聖ヨハネ教会 司祭 ヨハネ 鎌田 雄輝

申立人 東京教区 清瀬聖母教会 ルツ 大谷 英子

申立人 北海道教区 小樽聖公会 オーガスチン 牧野 時夫

被申立人 京都教区 退職司祭 モーセ 原田 文雄

[原審判（主文）の表示]

「決定書 2008年7月11日付で、あなたがたほか2名の申立人から提出された懲戒申立書（被申立人、原田文雄）について、同31日付で9月15日までに補正して提出するよう補正命令書を送付しました。同月10日付「審判申立書」を受け取り、これを同月24日開催された教区審判廷審判員会議において審査しましたが、審判廷規則第17条第2項に基づき、下記の理由によって本申立を却下します。

記 [申立却下の理由] 審判廷規則第16条に規定する申立書の記載事項のうち、第4号「懲戒申立の事由である事実」について、日本聖公会法規第198条（訂正、第200条）の懲戒事由を構成する事実が明らかにされていないため、懲戒を受けるべき行為の特定ができません。補正命令書において求めている「いつ」、「どこで」、「だれが」、「だれに」、「何をしたか」という事実が明記されておらず、補正されているとは判断できません。」

以上、原審判の表示。

[不服申立の趣旨]

原審判の却下については法規上の根拠がなく、不法かつ不当であると考えため、却下を取り消して差し戻し審判を行うよう求めます。

[不服申立の理由]

京都教区審判廷の却下決定理由によれば、審判廷規則第17条による補正命令に従わなかったことを理由として、同規則第17条2の規定に従って却下したとしている。

不服申立人は、以下の5点においてこれが却下の理由とならないことを主張する。

1、 補正命令に従っていないというのは事実誤認である。

申立書の「懲戒申立の事由である事実」は十分特定できる表現に補正されている。

懲戒の対象となる行為について、裏付けの取れる形の指定がされている。
以下、申立書の補正内容を説明する。

申立事実1、「児童への性的虐待を犯して PTSD に罹患させ、成人後にも苦しみを与えている事実」に関しては、すべて補正命令の要求通りに「いつ、どこで、だれが、だれに、何をしたか」が説明されている。被害者名を明示し、行為の時期、場所、行為の内容が示されている。申立事実1の行為の内容とは、PTSD の被害を与えたことを指している。

申立事実2、「児童虐待の結果として PTSD に罹患させたことの償いを拒み、被害者を攻撃した事実」では、示談中の場所の特定がされていない。これは話し合いに主に手紙を用いているためである。性的虐待の加害者である被申立人に対し、被害者が面会するのを拒んだためである。手紙のやり取りに「どこで」という場所の特定は意味がない。被申立人と被害者の父親が直接面会した時に償いを拒んだ場所も存在するが、被害者当人の話ではない。

後半部分の記述は裁判中のことであり、場所は言うまでもなく裁判所である。場所と期間は明示され、特定できる。被害者名は表示した。償いを拒否する姿勢については裁判の開始時に被申立人自身によって明らかにされた。しかし、被害者を攻撃した事実の詳細な内容は、長期かつ多数にのぼる行為であり、申立書での詳細な記述は不可能である。問題とする範囲が広すぎるため、基本的には審判が始まってから具体的かつ詳細な説明をすべき性質のものとする。申立書に事実関係を全て書くのは不可能であるし、申立人の詳細な主張や審判員からの疑問は本来、審判廷の開廷後に出されるはずのものである。法廷が明白に特定されているので、行為の全体も特定できる。

申立事実3、「教会の聖職に対する深刻な不信感を与え、信仰を躓かせた事実」について。

懲戒対象となる被申立人の行為は、「被害者に教会への不信感を与えたこと」である。

被害者に不信感を与えた理由の説明もしているが、申立事実1及び2で示した PTSD 被害と同時の状況であることを、ここで改めて説明する。この申立は併合されているため、相互の事実が関連していることは前提とされている。

主に被害者の内心に関わることであるので、場所についての特定はすることができない。

時期は2008年現在までとした。被害者名も表示した。

申立事実4、「キリスト教会と聖職の権威を用いて、悪事の隠蔽を行った事実」について。

前半部分の、児童虐待の現場については、申立事実1と同様の状況である。時期、被害者名は明示し、問題の行為内容は「自分の悪事を口止めしたこと」である。

後半部分に関しては場所は言うまでもなく法廷であり、裁判所名及び時期、事件番号が明示されている。法廷の特定が可能であり、法廷の記録は公式記録として残っている。

以上、「懲戒申立の事由である事実」の特定ができるよう申立書の補正が行われたことを示した。

京都教区審判廷は、申立人による補正が不十分であるとさえ評価せず、全く命令に従わなかったかのように評価をしたが、これは事実誤認である。

2、 申立却下の理由が表示されていない、或いは適切な却下理由の表示がされていない。

却下理由に「事実が明記されておらず、補正されているとは認められません」とあるが、実際に補正命令の指示方向に従って申立の補正が行われている以上、補正がされていないというのは事実誤認であり、せめて申立人の行った補正が基準に達しなかったというべきである。

そうであれば、事実関係を明記する上での基準に到達しなかったとして却下理由を示すべきであ

るのに、却下の根拠となる基準が示されていない。事実がどれくらい明らかにされるべきか、法規上の基準を示すべきである。懲戒事由となる事実の特定は申立書の表示によって十分可能である。

今度の却下において、正当な判断基準があったとは認められない。なぜなら申立人は確かに補正命令に応じて補正を行ったが、却下決定に於いては、どのように不適格であったのかという評価が示されていないからである。これでは却下において正当な基準があったとは認められない。

3、 申立書は、審判廷規則から導き出されるところの要求基準を満たしている。

申立時点においては、事実の存在についての真実性は審判廷において証明されていない。

審判廷が開廷された上で事実の証明がなされて審判が下されるまでは、申立事実の存在の確かさは審判廷によって認められたとは言えない。従って、「懲戒申立の事由である事実」とは、審判廷が特定できる所の事実ではなく、あくまで申立人が特定している事実を表示するものである。審判廷規則第27条には、準備書面についての規定があるが、主張しようとする事実と証拠を書面にて提出するように求めている。審判廷が申立人の主張を判断して事実を特定したり、申立人に裏付けを求めるのは、開廷後の場面であることが示されている。

審判廷規則によれば、申立時点において『審判廷が事実の特定をすること』は求められておらず、審判廷に事実特定を可能にせしめる申立書は要求されていない。従って、京都教区審判廷による申立却下には、法規上の根拠がない。

4、 申立書は法規に形式的に違反する記載ではないから、補正命令には法規上の根拠がない。

補正命令が要求する「いつ、どこで、だれが、だれに、何をしたか」を明白にすることは、審判廷規則第16条には規定されていない。規則には、ただ事実を記すように書いてある。

申立書が審判廷規則に形式的に違反していない以上、京都教区審判廷の出した補正命令は審判廷規則第17条に根拠をもつものではない。従って、同規則第17条2に規定された却下の根拠も失う。申立は、法規上の根拠なく補正命令が出され、却下された。

以上のことから、京都教区は申立書の不備を指摘したのではなく、審判廷の開廷そのものを拒否したというべきである。

申立には法規上の形式的な不備はないが、そもそも規則第17条の条文は、形式上の理由による申立却下を可能な限り避ける趣旨であると理解できる。

聖公会においては、大抵の信徒は法規の素人である。素人の申立について、形式的な理由による却下をせず、なるべく受理するために補正を要求するのである。重大な問題提起を尊重して扱うための第17条規定であり、補正命令は善意を持って行わねばならない。

申立の却下決定は、審判廷規則第17条の意図にも反していると主張する。

重大な問題提起がされているにも関わらず、審判廷は規定に形式上違反していない申立の門前払いをするべきではない。開廷して意見を聞き、審理した上で結論を出す法規上の義務がある。

5、 申立却下の理由として示された文章に「懲戒を受けるべき行為の特定ができません」とある。

しかし、申立時において審判廷が「懲戒を受けるべき行為の特定」をすることは、原理的にできない。したがって申立却下の理由として不適切である。

審判廷が審判を開く前に、懲戒対象の罪状および事実を特定することは、厳密には不可能であり、原理的にも不可能である。たとえ完全かつ明白な事実の表示がなされていても、申立時点で申立人の言うところの「懲戒申立の事由である事実」を審判廷が完全に把握することは不可能である。これは、審判廷の懲戒基準が明文化されていないことによる。以下、このことを説明する。

日本国の法によって裁かれる場合など、処罰の対象となる行為が厳密に規定されている場合であれば、懲戒申立の事由である事実は、法律の条文に照らして明白に特定できるが、日本聖公会においては懲戒の対象となる行為について明白な基準は設けられていない。懲戒の対象となる行為については法規第198条、第199条、第200条に記されているが、「その他著しく不道徳または不正であること」という曖昧な規定が記されており、被申立人の行為が著しく不道徳であるかどうかの判断は、審判廷での審理に任されている。従って、実際に審理が始まってしまわなければ、被申立人の行為が「懲戒申立の事由である事実」と言えるかどうか、定かではないのである。

思考実験として、一例を挙げる

不倫或いは姦淫と言われる行為については、日本国の刑法では犯罪と規定されていないので刑事事件として裁かれることはないが、教会においては不道徳であるとの一定の理解があると思われる。従って申立の理由となり得る。しかし、姦淫の行為が教会において「懲戒の対象となる事実」と認定されるかどうか、それは審判廷を開廷し審理を行って、審判の決定が出されるまで誰にも予想出来ないものである。なぜなら、著しい不道徳であるかどうかについては、審判廷の自由な心証による判断に依るように定められているからである。（後述、審判廷規則第38条。）

申立人が姦淫の事実を「懲戒申立の事由である事実」として書いたような場合にも、審判廷審判員は、姦淫の行為が懲戒に当たるとは考えないかもしれない。結果、審判廷は申立書を読んでも、懲戒の事由となる事実を特定できないことになる。

以上の想定事例により、申立の時点では、申立人と審判員の間には「懲戒申立の事由である事実」に関する共通認識を全く期待できないことを証明した。

従って、一般的に言って、申立の時点で審判廷が「懲戒申立の事由である事実」の厳密な特定ができないことを理由に門前払いをすることは適当ではなく、不当である。実際に審判を開かねば、「懲戒事由である事実」の厳密な特定を審判廷が行うことはできないのである。

以上のことから、申立書において述べられる「懲戒申立の事由である事実」というのは、審判廷が十分特定できるところの事実ではなく、あくまで申立人が懲戒すべきと考える事実が記されるものである。審判廷が申立時点で、不道徳と主張される事実を特定できない場合でも、それは開廷後に申立人が詳細に主張する性質のものである。

審判廷は疑問点がある場合、開廷した後、審理の中で不明な問題を問うべきである。双方の詳細な主張を聞いた上でも申立人が問題を明確に出来なかったなら、その時に、事実関係の不明を理由に棄却の判断を下すべきである。

（審判廷規則第38条について。ここで規定されている「自由心証」には、証拠能力の評価など、事実関係を推察する判断だけではなく、道徳的価値判断も含まれている。道徳的価値基準は法規に明記されていないからである。明確な規定がない以上、審判員の判断に任せる他はない。）

不服申立人は以上の理由をもって不服を主張し、京都教区審判廷による申立却下決定の取り消しを求め、京都教区審判廷に差し戻しを求めるものである。

以 上

[添付書類]

資料1 京都教区審判廷の決定書（2008年9月24日付）の写し

資料2 京都教区審判廷交付の申立書記載事項補正命令書（2008年7月31日付）の写し